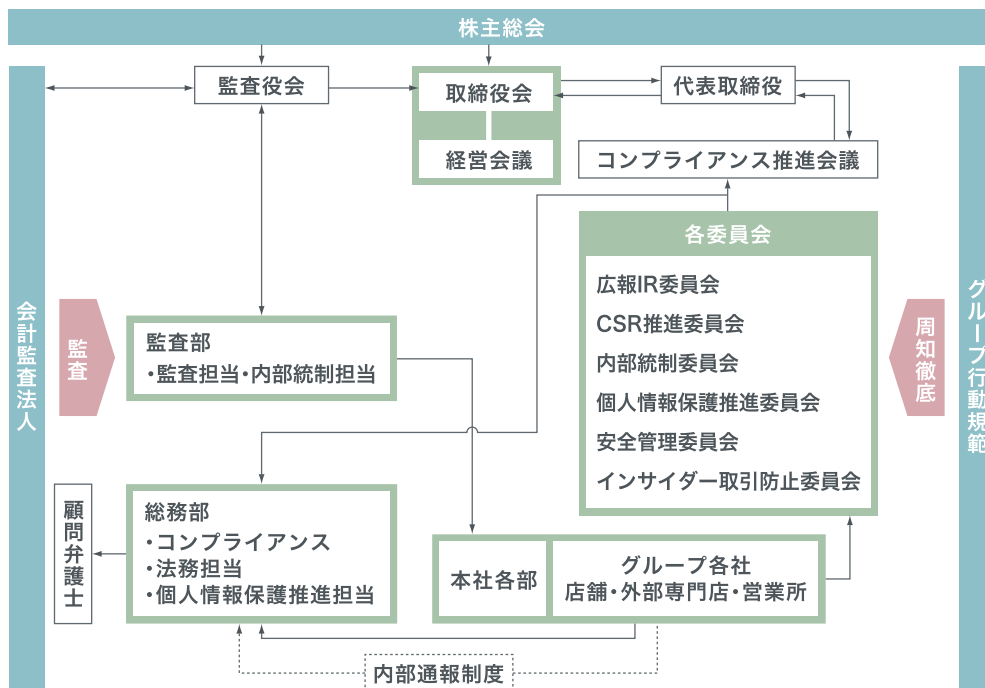


ガバナンス・コンプライアンス

【ガバナンス】

2007年10月1日の持株会社への移行を機に、新たな事業領域へ積極的にチャレンジすると同時に統一感のある効率的なグループ経営をすすめております。経営環境の変化に適切に対応し、利益相反の回避や、独立性の確保など、健全で透明性が高く、収益力のある効率的な経営を推進するとともに、経営上の最も重要な課題のひとつ、コーポレートガバナンスの強化につとめております。

■ガバナンスの体制図



取締役会

最高意思決定機関である「取締役会」は9名で構成。原則として月1回以上開催しており、充実した審議をしています。グループ代表である社長が議長をつとめ、少数の取締役とフラットな組織体制で迅速な意思決定をおこなうとともに、今年度より社外取締役1名を加えることにより、意思決定の透明性をさらに高めています。また、当社では執行役員制を導入しており、専任の6名の執行役員が取締役会からの委嘱に基づき、専門性の高い業務分野で効率的かつ迅速な職務の執行をおこなっています。

業務執行および監督に関する事項について

当社は監査役設置会社制度を採用しており、社外監査役3名(うち1名は常勤)を含む4名の監査役体制で社外からの視点で有効な監査が実施されています。監査役は取締役の職務執行に関する監督を実行するとともに、取締役会をはじめ、重要な会議への出席および該当部門への聴取を通じて監査を実施しています。また、内部監査については監査部が実施しており、業務監査および会計監査においては社内規程・会計基準の順守状況を調査することにより、子会社を含めコンプライアンスの徹底と業務の改善につなげています。

取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給対象人員	報酬等の総額
取締役	10名	302百万円
監査役	4	46
合計	14	348

取締役および監査役の報酬月額、株主総会の決議により決定されます。取締役の報酬限度額は、月額36百万円であり、監査役は6百万円です。上記の監査役報酬のうち、社外監査役3名に対する報酬額は27百万円です。